Def. Doc. No 1689

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者　東京都目黒區綠ケ丘二三二〇

阿部勝雄（アベカツヲ）

明治二十四年[illegible]月十八日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通リ宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

一、私は元海軍中將であります。昭和十四年（一九三九年）十月から翌十五年（一九四〇年）十月歐州派遣を命ぜらるる迄海軍省軍務局長の職に在り海軍大臣並に海軍次官を補佐して主として一般海軍軍政軍備其の他國防政策に關する事務を掌つて居りました。

二、北部佛印進駐は私の右軍務局長在職當時に行はれたことで其の外交交渉の行はるるに先ち軍令部からの協議により軍務局長の職責上海軍省側として陸軍省側と共に外務省當局（主として歐亞局長、條約局長）との間に交渉の基礎事項に付協議を開始したのであります。

三、其の當時日本は支那事變處理に腐心して居た時であり大本營は支那事變解決を促進する一方策として佛印よりする援蔣物資の輸送路たる所謂佛印ルートの遮斷を最も緊要と認め陸軍派遣軍をして一時南寧を占領せしめ南寧飛行場から佛印に通ずる雲南鐵道の爆撃を試みました。然し南寧は土地が狹く而も湿潤の地であり時に雨季などには該飛行場の使用が出來なくて此の援蔣ルート遮斷には大した效果はなく依然援蔣物資の輸送は繼續せられて居るの情態にありました。

そこで大本營は佛印ルートの遮斷を確保するの必要上外務省より佛政府に對して相互に誠意を披瀝して平和裡に佛印內部より遮斷の實行出來る樣折衝方を陸海軍省に協議するに至つたのであります。

四 そこで右の趣旨に基き外務省當局は私共陸海軍當局と協議の末意外交交涉の步を進めることとなり隱忍自重の態度を以て折衝の結果漸く佛印當局の諒解を得るに至り茲に國境港其の他に監視員を置き佛印經由の援蔣物資狀況を監視することになり昭和十五年（一九四〇年）六月西原陸軍少將を首班とする陸海軍及外務關係員の監視團が派遣されました。然しそれでも仲々援蔣ルート遮斷の實はあがらず其の目的は達成せられませんでした。

我方としては更に其の遮斷を確保する爲同年八月一日以來東京に於て外務側が佛國駐日大使アンリーとの間に折衝を重ね同年八月三十日松岡外相と右アンリー大使との會談に於て「日本軍が東京（トンキン）地方へ進駐して援蔣ルート遮斷を確實にすること、其の他對支作戰への便宜供與」等基本的事項に付て話合が成立し之に基き其の具体的細目

は現地日、佛印両軍事當局間に於て協定することになりました。

五　然るに現地協定が速急に纏まらず漸く九月二十二日に至つて纏まつたところ當該協定を出先の日本軍並に佛印軍に通達するのに時間がかかつた爲双方現地軍の誤解に基き國境に於て若干衝突が起きたことがありました。此の衝突は別として右協定は両國間の平和的相互諒解の話合に基き行はれ進駐も亦該協定に從ひ平和裡に行はれました。此のことは現地よりの報告を受けて承知して居ります。

六　要するに北部佛印に對する兵力の進駐は前述の通り全く對支作戰上の理由たる援蔣ルート遮斷の目的の爲の軍事上の便宜供與を得る以外には何ものもなかつたのであります。從つて此の進駐は臨時的性質のものであり支那事變解決の曉は解消するものであります。而して其の適用せらるる範圍は支那に境する印度支那の地域に限り又日本政府は佛印の領土保全及佛印に對する佛國の主權を尊重するものなることは同松岡、アンリー間の話合に確約せられて居るのであります、決して領土侵略的意圖はありませんでした。

Def Doc No. 1689

昭和二十二年（一九四七年）五月十五日於東京

供述者　阿部勝雄

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人　宍田重雄

宣誓書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

（署名捺印）　阿部勝雄